

## 第3章

### 計画の基本的方向



## 第3章 計画の基本的方向

### 1 基本理念

「障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念と定めます。

障害のある人もない人も

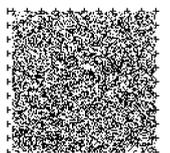
誰もが相互に人格と個性を尊重し

安心して暮らすことのできる地域社会の実現

上尾市では、障害者・障害児が、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活していくことができるよう、障害福祉施策を進めています。

求める社会は、障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが地域において、安心して、生き生きと自立した生活が送れる地域社会です。

そのため、庁内各課、教育委員会、民生委員・児童委員、事業者、各種団体等の連携により、共に生き、支え合う社会を作り上げていくことをめざします。



## 2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標1：人権の尊重

基本目標2：安心・安全の確保

基本目標3：生活支援施策の充実

基本目標4：療育・教育体制の充実

基本目標5：地域社会への参加促進

基本目標6：障害者支援事業の円滑な実施（障害福祉計画・障害児福祉計画）

### （1）人権の尊重（基本目標1）

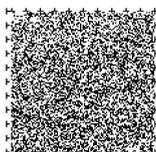
障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーション<sup>※19</sup>の理念に基づいた、地域社会を実現します。

#### 国の動向

- ①平成23年「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」成立、平成24年施行
- ②平成25年「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」成立、平成28年施行
- ③平成25年「障害者基本法」改正、平成28年施行
- ④平成26年「障害者権利条約」批准
- ⑤平成28年「成年後見制度の促進に関する法律」成立、同年施行

### （2）安心・安全の確保（基本目標2）

障害のある人が健康な生活を送り、緊急時においても安心・安全が保障される地域社会を形成していきます。



※19 ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方。

### (3) 生活支援施策の充実（基本目標3）

障害のある人が安心・安全な生活を送ることができるよう、相談支援体制を充実させ、それぞれの自立を支援するために必要なサービス等を充実させます。

### (4) 療育・教育体制の充実（基本目標4）

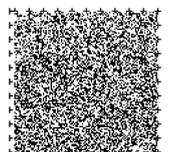
障害児の発達を支援し、特に学齢期以降はその発達段階に応じた教育の場を提供していきます。また、障害のある人に必要なサービスを提供し、図書館等の利用を支援します。

### (5) 地域社会への参加促進（基本目標5）

障害のある人が地域でいきいきとした生活ができるよう、外出に対する負担を軽減し、様々な活動の提供や就労機会の確保を通じて地域社会への参加を支援します。

### (6) 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）

障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、必要なサービスを計画的に確保・提供します。



### 3 重点課題

上尾市障害者支援計画では、以下の視点に基づき、各事業を推進していきます。

#### (1) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、災害時を含めたさまざまな場面において、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域で暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現をめざします。

そのため、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを検討するほか、専門的な支援を必要とする人に対して、保健・医療・福祉・保育・教育等の各関連分野が共通の理念に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

#### (2) 子どもの健やかな発達の支援

子どもの発達段階に応じた支援を行います。また、障害児が福祉サービスを利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられる体制を整備し、障害の有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、事業を推進します。

#### (3) 相談支援体制の充実

障害者・障害児が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

そこで、福祉に関する様々な相談に応じる体制を整備するとともに、サービス等利用計画<sup>※20</sup>の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導・援助を行い、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業<sup>※21</sup>のスキルアップに向けた対策を講じるため、基幹相談支援センター<sup>※22</sup>を設置します。

---

※20 サービス等利用計画

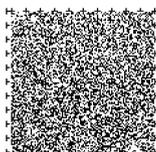
相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者・障害児の援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について総合的な視点で作成する、利用者の生活に関する総合的な支援計画。

※21 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者・障害児の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを業務とする事業所。

※22 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。



#### (4) 障害者・障害児に対する権利の擁護

障害者・障害児に対する虐待の防止に向けて、平成23年には「障害者虐待防止法」が制定され、それを踏まえて、上尾市でも虐待防止に対する取組を進めてきました。

福祉事務所<sup>※23</sup>、児童相談所<sup>※24</sup>、精神保健福祉センター<sup>※25</sup>、障害者・障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員<sup>※26</sup>、人権擁護委員<sup>※27</sup>等から成るネットワークを強化し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等の取組を実施します。また、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築します。

また、平成28年4月1日に社会的な障壁によって日常生活及び社会生活が困難な人（障害者手帳等の有無を問わない）を対象として「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」が法的義務として、「合理的配慮の提供」が公共機関に対しては法的義務として、民間事業者に対しては努力義務として、課せられることとなりました。

上尾市では、市職員の対応に関し、「上尾市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めました。今後は、障害者差別解消支援地域協議会において、この法律の周知・啓発、これまでの差別事例の収集・検討、差別の防止について検討を進め、差別の解消を図ります。

※23 福祉事務所

福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う行政機関。

※24 児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、都道府県の相談機関として子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供する行政機関。

※25 精神保健福祉センター

精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条）

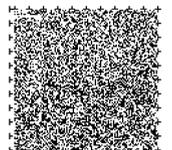
※26 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

※27 人権擁護委員

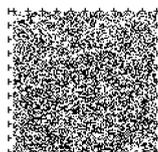
人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。



#### 4 施策の展開（体系図）

基本理念・基本目標・重点課題を踏まえ、その実現のために以下の施策を推進します。

基本理念	計画	基本目標	施策の展開
障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現	上尾市障害者計画	基本目標1 人権の尊重	(1) 差別の解消 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 虐待の防止
		基本目標2 安心・安全の確保	(1) 保健・医療の充実 (2) 危機管理体制の整備
		基本目標3 生活支援施策の充実	(1) 障害福祉サービス等の給付 (2) 日常生活の支援 (3) 家族支援 (4) 相談支援体制の充実 (5) 市からの情報提供の充実 (6) 人材育成の推進
		基本目標4 療育・教育体制の充実	(1) 療育の充実 (2) 教育体制の充実
		基本目標5 地域社会への参加促進	(1) 外出手段の確保 (2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 (3) 社会参加の促進 (4) 就労機会の確保
	上尾市障害児福祉計画 上尾市障害福祉計画	基本目標6 障害者支援事業の円滑な実施	



## 5 実施事業

## ● 人権の尊重(基本目標1)

## (1) 差別の解消

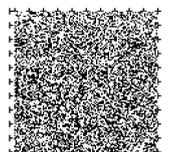
事業(取組)名	頁
①障害者差別解消支援地域協議会の設置	57
②障害者の意思決定支援の推進	57
③消費者被害を未然に防止するための啓発	58
④人権啓発推進事業 …市民と障害者等の団体との相互交流	58
⑤インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりの推進	59
⑥インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …特別支援学校と通常学級との交流	59
⑦インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …障害に対する保護者の理解の促進	60
⑧インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び共同学習の推進	60
⑨インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …教職員に対する研修の充実	61
⑩平等な選挙機会の確保	61

## (2) 成年後見制度の利用促進

事業(取組)名	頁
①成年後見制度の周知・啓発	62
②成年後見制度利用費用の助成	62

## (3) 虐待の防止

事業(取組)名	頁
①障害者虐待防止センターの設置	63



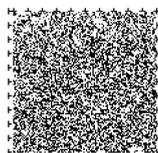
● 安心・安全の確保(基本目標2)

(1) 保健・医療の充実

事業（取組）名	頁
①妊娠中の健康支援	64
②親子への訪問支援	64
③乳幼児の健康診査	65
④大人の健康づくり	65
⑤歯科保健の推進	65

(2) 危機管理体制の整備

事業（取組）名	頁
①自主防災組織の育成支援	66
②防災パンフレット等の作成	66
③防災情報等の配信	67
④災害対策基金の管理事業（地域貢献型自動販売機の設置）	67
⑤避難行動要支援者名簿の作成	68
⑥火災予防の啓発	68
⑦緊急医療情報キットの配布	69
⑧緊急通報手段の確保	69



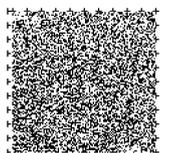
## ● 生活支援施策の充実(基本目標3)

## (1) 障害福祉サービス等の給付

事業(取組)名	頁
①自立支援給付	70
②障害児通所支援給付	70
③移動支援事業	71
④日中一時支援事業	71
⑤訪問入浴サービス事業	72
⑥生活サポート事業	72

## (2) 日常生活の支援

事業(取組)名	頁
①補装具費の支給	73
②日常生活用具の給付	73
③手話通訳者の派遣及び養成	74
④要約筆記者の派遣	74
⑤福祉機器の貸出	75
⑥難聴児補聴器購入費の助成	75
⑦小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	75
⑧重度障害者居宅改善整備費の支給	76
⑨在宅特別障害者等手当の支給	76
⑩特別児童扶養手当の支給	76
⑪自立支援医療費(精神通院医療・更生医療・育成医療)の支給	77
⑫重度心身障害者医療費の支給	77
⑬重度心身障害者福祉手当の支給	77
⑭難病者見舞金の支給	78
⑮配食サービス事業	78
⑯ふれあい収集	78

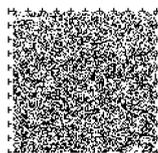


(3) 家族支援

事業（取組）名	頁
①超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア	79
②学齢期の発達障害児を養育する家族への支援	79
③家族介護への支援 …認知症サポーターの養成	80
④家族介護への支援 …介護家族会・家族介護教室の実施	80
⑤家族教室・家族サロンの実施	80

(4) 相談支援体制の充実

事業（取組）名	頁
①障害者生活支援センターの設置	81
②サービス等利用計画の作成（計画相談支援給付・障害児相談支援給付）	81
③身体・知的障害者相談員の設置	82
④子ども・若者相談支援	82
⑤子育て相談の実施	82
⑥育児・発達相談の実施	83
⑦家庭児童相談室の相談員による相談支援	83
⑧民生委員・児童委員による相談支援	83
⑨生活困窮者に対する相談支援	84
⑩地域包括支援センターでの総合的な相談支援	84
⑪親子への健康教育・相談	85
⑫こころの健康づくり	85
⑬消費者被害の未然防止に対する相談支援	85
⑭児童生徒への教育相談	86
⑮就学前相談の実施	86

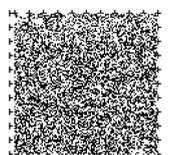


## (5) 市からの情報提供の充実

事業（取組）名	頁
①声の広報等の発行	87
②声の議会だよりの発行	87

## (6) 人材育成の推進

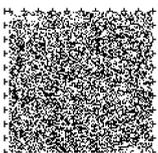
事業（取組）名	頁
①上尾市・伊奈町地域自立支援協議会の設置	88
②市職員に対する研修	88
③市役所における専門的人材の確保	89
④保育所職員の発達障害に関する資質の向上	89
⑤幼稚園職員への発達障害研修の実施	90
⑥協働のまちづくり推進事業	90



● 療育・教育体制の充実(基本目標4)

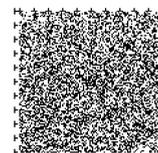
(1) 療育の充実

事業（取組）名	頁
①市立保育所における障害児保育の実施	91
②保育要録の作成及び提供	91
③親子教室・心理相談の実施	92
④発達訓練や相談の充実	92
⑤つくし学園運営事業	93
⑥つくし学園分室運営事業	93
⑦保育所等訪問支援事業	94
⑧発達支援専門員巡回事業	94
⑨学童保育所における障害児の受け入れ	95



## (2) 教育体制の充実

事業（取組）名	頁
①市立幼稚園の運営	96
②図書館の利用支援 …点字及び録音資料等の郵送や来館での貸出	96
③図書館の利用支援 …図書館音訳者による対面朗読及び録音資料作成	97
④図書館の利用支援 …宅配サービスの実施	97
⑤さわやかスクールサポート事業	98
⑥小・中学校特別支援学級設置事業	98
⑦進学時における関係機関との連携強化	99
⑧市立幼稚園における教育相談の実施	99
⑨児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …通級による指導の充実	100
⑩児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …特別支援教育コーディネーターによる相談体制の充実	100
⑪児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …発達障害についての研修及び巡回相談の実施	101
⑫児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …全ての教職員への更なる研修の充実・強化	101
⑬児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …指導計画作成のための研修	102
⑭児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …特別支援学級についての理解の促進	102
⑮児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …医療的ケア児への対応と支援	103
⑯障害のある幼児や家族に対する就学支援の充実	103
⑰障害のある児童生徒に対する就学支援の充実	104
⑱教育相談体制の充実	104
⑲アップスマイルサポーターと特別支援学級補助員の資質向上	105



● 地域社会への参加促進(基本目標5)

(1) 外出手段の確保

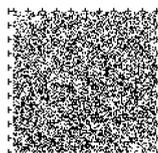
事業(取組)名	頁
①福祉タクシー券の交付・自動車燃料費の助成	106
②リフト付車両の運行(ふれあい号)	106
③自動車運転免許取得費の助成	107
④自動車改造費の助成	107
⑤市内循環バスの利用料の免除	107

(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

事業(取組)名	頁
①公共施設等におけるバリアフリー化の推進	108
②公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	108
③放置自転車対策	109
④上尾市バリアフリー基本構想の推進	109
⑤バリアフリーマップの作成	109
⑥上尾市福祉のまちづくり条例の制定	110
⑦公共施設設計等のバリアフリー化の推進	110
⑧「埼玉県福祉のまちづくり条例」による指導	111
⑨都市公園等の管理運営 …都市公園等のバリアフリー化	111
⑩幼稚園・小学校・中学校の管理運営	111

(3) 社会参加の促進

事業(取組)名	頁
①ピアサポート体制の充実	112
②地域活動支援センターの設置	112
③障害者スポーツへの参加の促進	113
④コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターの使用料の減免	113
⑤市民活動支援センター運営事業	113
⑥地域デビュー支援事業	114
⑦上尾市ギャラリーの使用料の減免	114
⑧公民館の使用料の減免	114
⑨スポーツ大会・教室等の開催	115
⑩スポーツ活動の推進	115



## (4) 就労機会の確保

事業（取組）名	頁
①障害者就労支援センターの設置	116
②障害者施設製品の販売促進	116
③工賃向上に向けた事業所への支援	117
④障害者就労施設等からの優先調達の推進	117
⑤市役所における障害者雇用の推進	117
⑥建設工事請負等競争入札参加資格審査についての優遇策	118
⑦地元企業へのインターンシップの実施支援	118

